

平成27年4月1日

事務局総務課

## 北方キャンパスの施設の耐震化について

耐震改修促進法が改正され、国土交通省は、昭和56年以前に建てられた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）の耐震化について、平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標とした。本学北方キャンパスの5施設（1号館、2号館、4号館、図書館本館、第1サークル会館）についても、平成27年度までに耐震化を図ることとしている。

耐震補強工事を行うには、建物の耐震性能の判定を行い、基準を満たす補強計画を策定する必要がある。平成22年10月から、5施設について、耐震診断を行った結果、平成23年2月末に委託業者から下記の報告があった。

施設名	I s 値 (構造耐震指標)	判定	工事の必要性
1号館	0.34	NG	必要
2号館	0.39	NG	必要
4号館	0.59	NG	必要
図書館本館	0.13	NG	必要
第1サークル会館	0.73	OK	不要

※ 一般的に、震度6強以上の大規模な地震に対する安全性の基準は、「I s 値 $\geq$ 0.6」とされているが、文部科学省は、教育施設については、0.7以上を推奨している。(北九州市では、1904年の近代的地震観測が開始されて以来、震度5強以上の地震は確認されていない。)

上記報告により、第1サークル会館を除く4施設について、耐震補強工事を行う必要があり、下記のとおり耐震補強工事を行っている。

施設名	耐震補強工事 完了年度	工事後の I s 値
1号館	平成25年度	0.79
2号館	平成26年度	0.71
4号館	平成27年度予定	0.84
図書館本館	平成25年度	0.72